

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

内 子 町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 旧内子町地域

#### (1) 現況

内子町の西部に位置する本地域は、標高 200m 前後の中腹に多くの集落と耕地がひらけており、起伏に富んだ中山間地特有の急傾斜地では落葉果樹を主要作物として栽培が行われている。地域内を流れる河川は中央に中山川、南西部に小田川、西北部に麓川が流れ、それぞれの流域に沿って集落が形成され水田が点在している。

地域内は特定農山村地域に指定されており、農地の 66% は畑・樹園地で、16% は棚状の水田となっている。丘陵地では近年、廃作奨励により葉タバコ栽培から新規作物への転換が進んでいるが、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことからこれを補正する取組が必要である。

さらに、有害鳥獣による農作物への被害や、農業従事者の高齢化に伴い遊休農地の拡大が懸念されていることから、地域ぐるみで継続的な営農に取り組める体制づくりが必要となっている。

#### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 旧五十崎町地域

#### (1) 現況

内子町の西南部に位置する本地域は、地域の中心を貫流する小田川を中心に水田地帯を形成し水稻、麦、野菜を主要作物とし栽培が行われている。また、神南山の麓の丘陵は町内最大の国営パイロット団地を有しており、落葉果樹、野菜、葉たばこ、薬草等の栽培が盛んである。山間部は急傾斜地となっており、落葉果樹、水稻を中心に栽培が行われているが、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいため、これを補正する取組を行っている。

地域内は特定農山村地域に指定されており、農業振興上必要な生産基盤整備を進め規模拡大、生産性の向上を図っているが、後継者不足、農業従事者の高齢化による担い手の減少が進行しており、有害鳥獣による農作物の被害も重なり、遊休農地が拡大していくことが懸念されることから、地域ぐるみで継続的な営農に取り組める体制づくりが必要となっている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 2. 旧小田町地域

### (1) 現況

内子町の東部に位置する本地域は、四国山系に抱かれた麓に広がる地域で小田川が地区の中心部を流れ、小田川とその支流域に沿って僅かに耕地が開け集落が点在している。その周りには傾斜20度以上の急傾斜地帯が続き、全体の90%が山林で平坦地が少ない地域である。

地域内は特定農山村地域に指定されており、主な作物は、落葉果樹、野菜、水稻、菌床椎茸等で、傾斜地に点在している農地の生産基盤は悪く、中心的な担い手や、法人組織が受託作業を行い、地域営農の受け皿として機能している。

特に、条件不利地では作業効率の悪さ、有害鳥獣による農作物への被害から耕作放棄地の拡大が深刻な問題となっており、今後は農業従事者の高齢化が一層進むなか、耕作放棄地の拡大を抑制するため、地域ぐるみで継続的な営農に取り組める体制づくりが必要となっている。

## (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業                         |
|---|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 内子区域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業<br>及び同項第2号に掲げる事業 |
| 2 | 五十崎区域     | 法第3条第3項第1号に掲げる事業<br>及び同項第2号に掲げる事業 |
| 3 | 小田区域      | 法第3条第3項第1号に掲げる事業<br>及び同項第2号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

## 1 対象農用地の基準

### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画の区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。その際、農地と畦畔及び法面の地番が異なっている場合も農地維持の観点から畦畔及び法面の地番を対象農用地とすることができる。

#### ア 対象地域

- ① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72条)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域：全域
- ② 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域：旧満穂村、旧御祓村、旧参川村、旧田渡村
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定に基づき公示された過疎地域(同法第44条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)：全域

#### イ 対象農地

- ① 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- ② 緩傾斜農用地については、勾配が田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満であって、次のいずれかに該当

する農用地。

- a 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地  
一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）
- b 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合  
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田 5 % 以上、畑（草地含む。） 10%以上）
- c 一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在する場合  
一団の農用地に急傾斜団地と緩傾斜団地が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合
- d 団地に急傾斜田と緩傾斜畑が混在する場合  
1 h a 以上の団地に急傾斜の田と緩傾斜の畑が混在し、集落協定を結ぶ上で必要な場合

## 2 その他必要な事項

### 1) 地目の変更

町長は、集落協定から協定農用地において、地目の変更について申し出があった場合はその都度受付を行い適正な処理を行うこととする。なお、地目変更により勾配区分の変更があった場合は、変更後の地目の勾配区分により、当該農用地を令和 11 年度まで交付金の対象とする。また、地目変更後の勾配が区分外となった場合は変更後の地目の緩傾斜単価とする。

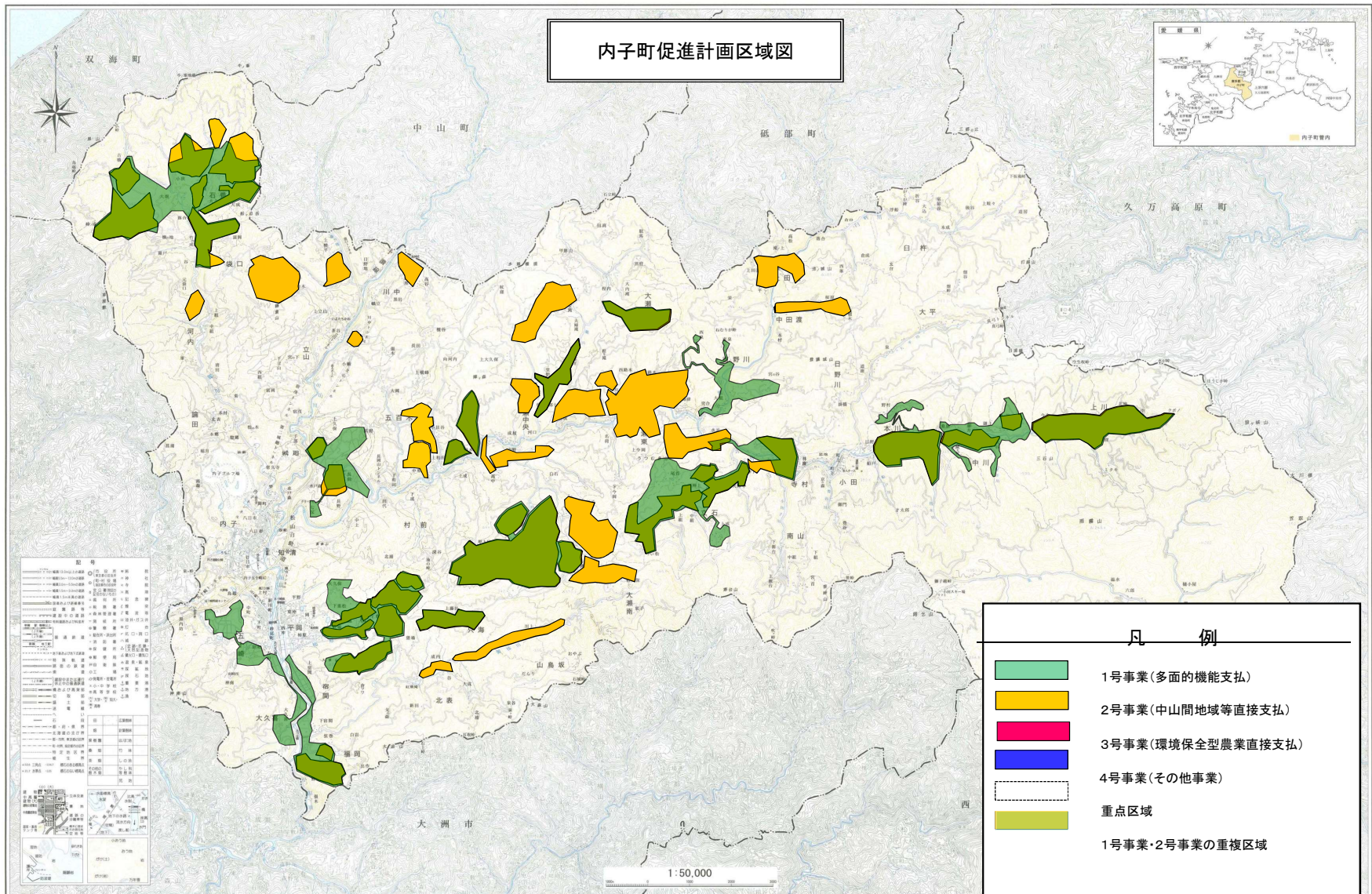
### 2) 土地改良事業等の実施等により対象要件に変更があった農用地の取り扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定書に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施があっても、当該農用地を令和 11 年度まで交付金の対象とし、次の交付単価とする。

#### ① 土地改良事業等により勾配の判定に変更があった場合

- a 集落協定認定年度以降に採択された事業による場合は、集落協定認定年度の単価とする。
- b 集落協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善された圃場で農業生産活動等を行う年度から改善された圃場の勾配の単価とする。なお、改善された圃場の勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の緩傾斜単価とする。

内子町促進計画区域図



凡 例

- 1号事業(多面的機能支払)  
2号事業(中山間地域等直接支払)  
3号事業(環境保全型農業直接支払)  
4号事業(その他事業)
- 重点区域
- 1号事業・2号事業の重複区域

愛媛県内子町役場

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平14四複、第108号）」

愛媛県西予市宇和町御之町2-537 ☎(0994)62-0092 (株)乙媛印刷社